

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

新しい 「後期高齢者医療被保険者証」 をお届けします

75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の方は、3月までは「老人保健制度」で医療を受けていましたが、4月からは新しく創設された「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。これに伴って、対象となる方に「後期高齢者医療被保険者証」をお届けします。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成21年 7月31日	
被保険者番号	1234567890
住所	鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島500番地
氏名	広城 太郎 男
生年月日	大正13年4月1日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	010000101000 鳥取県後期高齢者医療広域連合 広域連合 公印

新しい被保険者証（紙の色はピンクです）

対象となる方は

75歳（一定の障がいのある方で広域連合の認定を受けた65歳）以上の方が対象となります。

保険証は1人に

1枚交付されます

後期高齢者医療制度では、独自の保険証が1人に1枚交付されます。現在の老人保健受給者証サイズの保険証を3月中にお届けする予定にしています。

新しくお届けする「後期高齢者医療被保険者証」には、住所、氏名、生年月日、自己負担割合、有効期限などが示されています。保険証が届いたら、記載内容を確認してください。

また、3月中に保険証が届かない場合にはお問い合わせください。



65歳以上75歳未満の

みなさんへ

65歳以上75歳未満で寝たきりなどの一定の障がいをお持ちの方については、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。ただし、これまで老人保健で認定を受けていた方は、認定を受けたものとみなし「被保険者証」をお届けしています。なお、この「障害認定」を受けている方は、本人からの申し出により後期高齢者医療制度に加入しないこともできることとなっています。新たに保険料が発生することなどの理由から加入を希望されない方は、担当の窓口にご相談ください。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207
 中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112
 大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136
 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0858 - 32 - 1097

※おことわり
 この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。